（支給停止等）
第十一条　本会は、第九条第五項の措置を採ったときは、第二次補助金の支給（第八条第二項の規定によるものを含む。）を停止する。ただし、前条第一項に規定する異議申立てがあった場合において同条第二項に規定する決定があるまでの間は、この限りでない。
2　本会は、第九条第五項の措置を採ったときは、対象弁護士等に対し、既に支給した第二次補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。ただし、前条第一項に規定する異議申立てがあった場合において同条第二項の決定があるまでの間は、この限りでない。
3　対象弁護士等は、前項の請求があったときは、本会に対し、請求に係る第二次補助金の全部又は一部を速やかに、返還しなければならない。
（細則くの委任）
第十二条　この規則を実施するために必要な事項は、別に細則で定める。
附　則
この規則は、平成二十五年八月一日から施行する。

別記様式１（第４条関係）

年　月　日

日本弁護士連合会会長　殿

申請者（住所又は弁護士法人の場合は、主たる法律事務所の所在地）

（氏名又は弁護士法人の場合は、その代表者名）　印

（電話番号）

## 震災復興のための弁護士雇用等に関する第二次補助金支給申請書

下記の事由により、震災復興のための弁護士雇用等に関する第二次補助金の支給に関する規則第６条の第二次補助金を支給されたく、同規則第４条第１項の規定に基づき、同条第３項の誓約書を添付の上、第二次補助金の支給を申請します。

記

1　該当事由（該当するものにチェックの上、下線部に必要事項を記入すること。）

□　本震災前から補助対象地域にある下記場所に法律事務所を設置していましたが、本震災後に当該法律事務所で執務する弁護士を雇用しました（する予定です。）。

法律事務所の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当該法律事務所を設置した年月日　　年　月　日

弁護士を雇用した年月日又は雇用する予定日　　年　月　日

雇用した（雇用する）弁護士の氏名／登録番号

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
登録番号

□　当弁護士法人は、本震災前から補助対象地域にある下記場所に法律事務所を設置していましたが、本震災後に当該法律事務所に弁護士を常駐させました（させる予定です。）。

法律事務所の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当該法律事務所を設置した年月日　　年　月　日

弁護士が常駐した年月日又は常駐する予定日　　年　月　日

常駐した（常駐する）弁護士の氏名／登録番号

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
登録番号

□　本震災前から補助対象地域にある下記場所に設置されていた法律事務所に本震災後から執務しています（する予定です。）。（※本震災時に当該既存事務所を自己の法律事務所として本会に届け出ていた場合及び当該既存事務所を設置している弁護士等に雇用される場合又はされた場合を除きます。）

執務する法律事務所の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当該法律事務所が設置された年月日　　年　月　日

執務を開始した年月日又は執務を開始する予定日　　年　月　日

執務を開始した（開始する）弁護士の氏名／登録番号

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
登録番号

□　本震災後に補助対象地域にある下記場所に法律事務所を開設しました（する予定です。）。

法律事務所の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開設年月日又は開設予定日　　年　月　日

□　当弁護士法人は、本震災後に補助対象地域にある下記場所に法律事務所を開設して弁護士を常駐させました（させる予定です。）。

開設する法律事務所の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開設年月日又は開設予定日　　年　月　日